⑵⑹　［略］
⑵⑺　［略］
⑵⑻　［略］
⑵⑼　［略］
⑶⓪　［略］
⑶①　［略］
⑶②　中間財務諸表
ａ　［略］
ｂ　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（⑵⑸ｄに該当する場合に限る。）には、ａ、ｃ、ｄ及び㉝から㊱までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａ、ｃ、ｄ及び㉝から㊱までの規定により記載すること。
［ｃ・ｄ　略］
㉝　［略］
㉞　［略］
㉟　［略］
㊱　［略］
㊲　［略］
㊳　［略］
㊴　［略］
㊵　［略］
㊶　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
ａ　［略］
ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
ただし、当該保証会社の事業年度が１年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
㊷　［略］
㊸　［略］
㊹　［略］
㊺　［略］
㊻　［略］

⑵⑸　［同左］
⑵⑹　［同左］
⑵⑺　［同左］
⑵⑻　［同左］
⑵⑼　［同左］
⑶⓪　［同左］
⑶①　中間財務諸表
ａ　［同左］
ｂ　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（⑵④のｄに該当する場合に限る。）には、ａ、ｃ、ｄ及び㉜から㉟までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａ、ｃ、ｄ及び㉜から㉟までの規定により記載すること。
［ｃ・ｄ　同左］
㉜　［同左］
㉝　［同左］
㉞　［同左］
㉟　［同左］
㊱　［同左］
㊲　［同左］
㊳　［同左］
㊴　［同左］
㊵　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
ａ　［同左］
ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
ただし、当該保証会社の事業年度が１年である場合であって、本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。
なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。
㊶　［同左］
㊷　［同左］
㊸　［同左］
（43―２）　［同左］
㊹　［同左］